

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和3年1月19日（火） 第9267号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	保安林の指定の解除予定（4件）（18～21）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2
	指定居宅サービス事業者の指定（22）（西部総合事務所福祉保健局）・・・・・・・・・・ 3
	開発行為に関する工事の完了（23）（西部総合事務所生活環境局）・・・・・・・・・・ 3
◇ 公 告	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（技術企画課）・・・・・・・・・・ 3

# 告 示

## 鳥取県告示第18号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年1月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡若桜町大字岩屋堂字ウヘノ山455の2、456の2、457の2、462の4、462の5、462の6
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

## 鳥取県告示第19号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年1月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡三朝町大字下西谷字鍛冶屋谷507の5
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

## 鳥取県告示第20号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年1月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡琴浦町大字大杉字深谷776（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第21号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年1月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡琴浦町大字倉坂字小水谷1120の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
農道用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第22号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年1月19日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
もえぎケアタクシー合同会社	もえぎケアセンター 訪問介護事業所	境港市上道町3081	令和3年1月1日	訪問介護

#### 鳥取県告示第23号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和3年1月19日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号  
令和2年10月2日 鳥取県指令第202000164768号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
米子市車尾二丁目6-10  
高石 好春

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
鳥取都市計画用途地域  
鳥取都市計画特別用途地区
- 2 縦覧場所  
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）